

平成 31 年度 事業計画

I. 基本方針

平成 30 年度は、平成 29 年 4 月 1 日から施行された社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人制度改革から 2 年目を迎え、①経営組織のガバナンス強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律強化、④公益的な取組を実施する責務などの各種対応を着実に実行してきた 1 年となった。

2019 年 10 月に実施予定の消費税率 8% から 10% への引き上げに伴い、「消費税対応改定」と「新処遇改善加算」の創設が行われることから、その対応を行うこととする。

前者の消費税対応改定については、基本単位数を中心に介護報酬を引き上げ、区分支給限度基準額も相応の引き上げを行うことが予定されていることから、法人全体としても増収が見込まれる要素となるが、依然として厳しい経営状況が予想されるため、増収、経費の見直し等を行い収支の改善を図り、引き続き安定的な経営を目指すこととする。

入所施設では現在の高い入所率、利用率を安定的に維持し、通所施設の「弘済ケアセンター」では通所介護の利用者増を図っていく。

三鷹市からの指定管理を受けている「けやき苑」は、平成 31 年度以降も三鷹市からの指定更新が出来ることとなったため、引き続き地域から信頼される施設として、満足頂けるサービスの提供に努めていくこととする。

施設利用者については、サービス向上のほか、事故防止、認知症予防対策を講じ、職員に向けては、介護職員の精神的、身体的負担の軽減等のため、A I 見守りセンサー、介護補助装具、コミュニケーションロボット等の導入に向けて引き続き情報を集めて取り組むこととする。

職員採用は依然として厳しい状況にあるが、介護職員確保のため、リクナビの活用、ハローワーク・学校・職業訓練校等との連携を深める等、幅広く募集をかけて職員確保に努力する。

平成 29 年度からの「中期経営計画 2019」が最終年度を迎えるにあたり、計画目標の実現を図っていくとともに、継続性と安定性をさらに向上させるために、2020 年度から 2022 年度までの「中期経営計画 2022」を策定する。

さらに、利用者サービスに関する情報開示、第三者評価の受審、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

II. 実施計画

1. 法人共通事項

(1) 施設経営安定

社会福祉法人としての責務を果たし、組織のガバナンスの強化に努め、利用率の向上や事業活動費の収支改善に取り組むほか、運営体制及び働き方の見直しを図り施設運営の継続化に努める。

(2) 介護報酬改定への対応

2019年10月に実施予定の消費税率8%から10%への引き上げに伴い、「消費税対応改定」と「新処遇改善加算」の創設が行われる。

前者の消費税対応改定については、基本単位数を中心に介護報酬を引き上げ、区分支給限度基準額も相応の引き上げを行うことが予定されていることから、法人全体としても増収が見込まれる要素となる。

後者の新処遇改善加算については、「経験・技能のある介護職員」の割合の多寡に応じて、サービス種類ごとの加算率を設定する現行の介護職員処遇改善加算（I）－（III）を取得する介護事業所・施設を中心に加算を行い、とくにサービス提供体制強化加算などの算定事業所でより手厚い加算を行うことが予定されている。当園はすでに現行の介護職員処遇改善加算（II）を取得していることから、新たな処遇改善に向けた対応を行う。

(3) 人材の確保と定着

人材の確保のため、リクナビの活用、ハローワーク・学校・職業訓練校等との連携を深めつつ、東京都社会福祉協議会やナースバンクが主催する合同就職説明会へ積極的に参加する。また、教育研修の充実、処遇改善・職場環境の整備を図り、働き方改革への対応、介護職におけるキャリアパスの構築に取り組む。

(4) 地域公益活動の推進

三鷹市及び関連団体、各法人と連携し、地域の実情を考慮したメニューの実施に取り組む。また、地域包括支援センターによる地域活動の協力など、法人として可能な活動について実施を目指す。

(5) 広報活動の充実

法人広報誌、リニューアルしたホームページ及びSNSの発信内容を充実させることによって、法人のイメージアップや人材確保への活用を更に推進するとともに、地域社会からの理解と信頼を得るために、事業活動や地域貢献活動の「見せる化」を図り、経営の透明性を強化する。

(6) 災害対策への取組

昨年度、入所部門のみ策定した災害時におけるBCP（事業継続計画）について、通所部門及び保育所に範囲を広げ、更なる充実を図るとともに地域との連携強化を図る。また、それに併せて、緊急時の備蓄品等で不足している物資の洗い出しを行い、計画的な購入を進める。

2. 施設サービス事業部の重点的取り組み事項

【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

(1) 安定経営の継続的な確保

- ① 各施設共に、安定した収入を継続的に確保するために、利用率の最低目標（96%以上）が達成できるよう、新規利用者及び待機者の安定的確保に努めるほか、病院との連携により入院期間の縮小に努め、空床期間が長くないよう努める。
- ② 節電、節水の意識を高めるほか、消費税改正により事業経費の増加が見込まれることから、業務改善を進めオムツなど大量消費する物品の使用方法や単価を見直し、可能な範囲での経費節減に努める。

(2) 人材（財）の確保、育成の充実に向けた取り組み

- ① 職員のモチベーションの維持、向上を図るため、積極的に職員のスキルアップを支援して、施設内や外部研修会への参加等の研修機能の強化等、働きがいがあり魅力的に感じる職場作りに努める。
- ② 新卒職員の確保のため、今まで関係のある専門学校への積極的なアプローチを続ける一方、他の学校からも実習生の受け入れと福祉系以外の学校との関係強化を図る。
- ③ 職員の身体的負担の軽減策として、継続して腰痛防止策に積極的に取り組むため、移乗ボードや介護補助装具を活用したノーリフティングによる介護方法を徹底するほか、夜間の転倒事故防止策として、ベッド上の動き等を検知する見守り支援機器の導入に向けた調査・検討を引き続き行う。

(4) 防災対策の強化

入所施設共通で作成したBCP（事業継続計画）の充実をはかるため、計画に基づいた訓練を実施し、より実用性の高い計画に改善していく。また、停電時の照明確保のため、バッテリー式のLED照明の設置を進める。

(5) 施設整備

経年により更新時期が見込まれる設備の計画的更新を進めるほか、老朽化した建物内装の改修工事を検討し取り組む。

【特別養護老人ホーム 弘済園】

特別養護老人ホーム 利用定員 100名

短期入所生活介護施設 10名

(1) 利用者の生活における余暇の充実を図る。

各クラブ活動においては、利用者の主体性を尊重し、個々の能力と興味に応じて楽しみながら参加できるように、ボランティア講師や活動補助のボランティアと連携して支援していく。

また、各フロアの状況に応じて、グループ活動や買い物などの個別外出活動のほか、その他の行事やレクリエーション活動の充実を図る。

(2) 事故防止への取り組み

誤薬・配薬・与薬忘れを防止するため、セット時の確認・呼名確認・薬袋の読み上げなど、何重もの確認行為を徹底し、ヒューマンエラーの防止に努める。

また、状況報告書を基に、再発防止についてはより多くの職員の意見が取りいれられるよう配慮し、さらに事故発生時の状況を十分検証し、安全な介護につなげていく。

(3) 看取り希望の利用者、及び家族への支援の充実

本人、家族の希望に沿い、個人として尊重され、最後までその人らしく穏やかな時間が過ごせるよう多職種協働のもと支援していく。また、2階の静養室に限らず住み慣れたフロアでの看取りを希望された場合には、可能な範囲で沿った対応を検討していく。

(4) 感染症対策の強化

日頃の対策と職員の知識向上のため、研修の実施と平常時も施設内の衛生管理(排泄物の処理、血液、体液の処理等)や日常のケア(清掃、手洗い等)に関する

る感染対策を徹底する。また、感染症発症時の対応として、マニュアルに基づいて感染拡大の防止に努める。

(5) 短期入所生活介護の安定した利用率の確保

定期利用していた利用者の施設入所や民間の業者の参入等により、短期入所登録者の減少がみられることから、居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）との連携・情報交換を密にし、新規利用者の開拓に努めるほか、選ばれる施設として、個々のニーズや心身状況に合わせた対応や環境づくりをすることで、リピーターとなる利用者を増やし安定的な利用率確保に努める。

【養護老人ホーム 弘寿園】

利用定員 50名

(1) 生活の質の向上と精神面の安定

デイサービスやデイケア等の外部サービスの利用、入居者の要望の把握と実現、園内でのボランティア活動等自己の有用感を養える機会の支援、クラブ・レクリエーション活動の充実により、生活の質の向上及び精神面の安定を図る。

(2) 職員のスキルアップ及び意欲の向上

職員共通の目標を設定し、実現に向けての取り組みや話し合いの実施、職場内外の研修への参加、研修報告会を通じての情報の共有化により、職員のスキルアップ及び意欲の向上を図る。

(3) 業務の適切な見直しによるサービスの向上

業務の改善や効率化等についての話し合い、適切なマニュアルの作成、感染症、災害対策で必要な備品等の購入により、サービスの向上を図る。

【ケアハウス 弘陽園】

利用定員 60名（一般型 20名・介護型 40名）

(1) ユニットケアの実践による個別ケアの充実

ユニットケアを実践している他施設見学や研修会の参加を通して、ユニットケアの環境を生かし、個別ケアの向上をはかる。あわせて、業務の効率化やシフトの多様化も検討する。

(2) 重度化に対応した職員のスキルアップ

利用者が重度化していることから、看取りケアを含め介護技術全体に関して、スキルアップをはかり個別性の高い支援を行う。

(3) プリセプターシップの見直し

新人の育成に活用しているプリセプターシップの内容について、見直しをはかり、より成長がはかれるような体制をつくる。

(3) 異世代間交流の推進

同建物内の保育園をはじめ、地域の学校の生徒やボランティアの受け入れを積極的に行い、利用者の楽しみのひとつとして、地域交流を推進する。

(4) 一般型利用者に対する取組みの充実

- ① 要支援及び要介護1以上で介護型を待機する利用者が今後さらに増加することが予想されることから、ニーズ把握につとめ、ケアマネジャーと連携をしながら、積極的に外部サービスの活用をはかるとともに介護型への移行時期を検討する。
- ② 開設後10年が経過し、利用者の心身の状態の低下が目立つことから、介護予防の活動に力を入れる。またボランティアや他施設、地域との交流もふまえ、身体的機能の維持向上だけでなく、社会的な交流による精神面の支援も図る。

3. 地域サービス事業部の重点的取り組み事項

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

(1) 制度改正への対応

平成 31 年 10 月に予定されている消費税率の引き上げに伴う介護報酬単価の改定、新たな介護職員等の処遇改善策について、情報の収集に努め、的確に対応できるよう準備する。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスは、三鷹市独自基準の A 7 サービスの提供を原則とし、国基準相当の A 6 については、暫定的な提供にとどめ、利用者個々に定期的な見直しを実施する。このことにより、基本単価は下がることとなるが、本制度導入の主旨に基づき、真摯に対応する。

地域包括支援センターでは、その機能強化を進めるため、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化、認知症施策の推進、地域包括ケア会議の推進という四つの重点項目について、前年度に引き続き、積極的に推進する。

(2) 通所介護事業の内容拡充と利用率の向上

機能訓練では利用者のニーズをより深く把握したうえで個々の機能訓練計画を作成し、認知機能・精神機能・身体機能の維持改善を目指すとともに、利用者の生活の活性化を目指す。趣味活動については、仲間と一緒に種目に取り組む楽しさや、作品完成・目標達成の満足感や充足感を得られるよう支援する。

ケア専門職交流会や地域に向けた介護教室等に積極的に参画し、事例発表や講習を通して当事業所の取り組みや支援効果、専門性の高さ等をアピールし、地域住民や居宅介護支援専門員らに当事業所の理解を促すことにより、新規利用者の獲得を目指す。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の内容拡充

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスは、三鷹市独自基準の A 7 サービスを中心とし、利用者の状態や事情によっては、国基準相当の A 6 サービスを暫定的に実施する。また、アセスメント結果に応じ、利用者個々が自立と自律を意識し、地域の様々な場積極的に出かけて、それぞれの地域で支えあう

生活を実現することを働きかける。

利用者一人ひとりの培ってきた経験やこれからやってみたいことに耳を傾け、職員や仲間と経験を共有し、やってみたい事を実現できる活動を目指す。利用者自身が自らの目標を持って活動に参加できるよう働きかける。

(4) 認知症対応型通所介護事業の内容拡充と利用率の向上

認知症専用プログラムにおいて、利用者個々の”今できること”を最大限に発揮できる機会や場面作りを行う。ケースカンファレンスを定期的実施し、担当職員間の情報の共有・連携を強化する。機能訓練プログラムとして、回想法や製作作業、調理活動、運動プログラムを効果的に実施し、心身機能の維持・向上・活性化を目指す。利用者に関わる各専門職・関係機関と連携を図りながら、在宅支援及び家族支援を行い、”認知症になっても暮らし続けられるまちづくり”の一端を担う。

短期入所サービスの併用が多く、利用率の維持が困難であり、サービス内容の特徴が知られておらず、新規利用者の獲得も困難な状況にある。一般の通所介護と比べて、小規模のグループ編成で、職員の関与も手厚くできることを活かして、利用者個々の潜在能力を引き出すことが効果的であることを、市民や居宅介護支援事業所等に積極的にアピールする。

地域により開かれたサービスとなるよう、「運営推進会議」を、内容を工夫しつつ、年間2回開催する。

(5) 居宅介護支援事業

算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ積極的に算定する。サービス提供機関との連携を密にすることで利用者の日常生活に関する情報の収集に努め、カンファレンスを通じて、よりの確なアセスメントを実現する。事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケア専門職交流会への参加を通じて、地域の社会資源を把握し、居宅介護支援計画の作成に積極的に活用する。

主任介護支援専門員の資格取得要件に関する動向を見極め、平成33年度以降、本事業の管理者として主任介護支援専門員を配置する可能性を探り、事業継続の可否を検討する。

(6) 2施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。

【弘済ケアセンター】

利用定員 52名

(1) 三鷹市の委託事業

介護保険事業以外の三鷹市からの委託事業について、一般介護予防事業は、健康推進課の方針に沿って、前年度と同じく、午前は現利用者の活動（フレイル）を継続し、午後は3カ月を1クールとするはつらつ体操教室を年間3クール実施する。はつらつ体操教室の終了者については、担当する地域包括支援センターとの連携により、身近な場所での自主グループ化を模索する。

高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業は、活動を通じてコミュニケーションの力と積極性を取り戻し、社会参加を促す。

配食サービス事業では、安全で美味しい食事内容の工夫、確実な配達体制を維持するよう努める。シルバー人材センターの派遣職員による配送員との連携を密にし、利用者の日常生活の見守りに努める。

高齢者生活援助員派遣事業では、新川5丁目、牟礼6丁目シルバーピア共に、介護を要する入居者が増加しており、生活援助員の負担も増大しているため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化する。生活援助員の高齢化もあり、本事業の今後の方針について、高齢者支援課と協議する。

脳の健康教室は、平成31年度から、健康推進課の方針に従い、対象者を事業対象認定者から一般高齢者に変更し、4カ月1クールで開催する。

【三鷹市高齢者センターけやき苑】

利用定員 62名

(1) 指定管理事業所としての効率的な運営

平成30年度後半に、どんぐり山の廃止に伴うサービス継承に協力し、利用定員を5名増員して50名/日とし、介護職員も1名増配置した。平成31年度から

5年間の指定管理に関する基本協定を締結できたことから、利用率の向上による収入増を積極的に目指す。公費を投入する施設として、サービス内容・質の向上を目指し、利用者が抱える障がいなどの重度化や多様化に、高い水準で対応できる施設を目指す。

(2) 公施設としての計画的な建物・設備の維持・管理

室内外の照明器具、外床タイル、エレベーター、電話機などの設備や備品等、利用者に直接影響するものについては、早期に更新できるように市と協議していく。

(3) ランチサービスの拡充

平成30年度、調理業務を委託している専門業者の協力を得て拡充したランチサービスを活用して、地域の高齢者相談や外出先、食事の確保としてのみならず、けやき苑が、世代を超えた住民同士の交流の場として定着することを目指す。

(4) 地域への働きかけ

地域サービスデーを継続して開催し、地域との協力体制の強化や、認知症やその他の高齢者の抱える問題について啓発を行う等、地域貢献に努める。指定管理の施設として、地域福祉の増進に、なお一層寄与するため、ランチサービスや食堂の空き時間の活用をはじめ、地域に貢献できる事業を模索する。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 総合相談・支援

地域支援連絡会や住民活動の場に参加することを通じて、担当圏域の地域ケアネットワークを始めとする関係者・団体等とのネットワーク構築を目指す。地域包括ケアシステムの拠点の一つとして機能できるよう、見守り活動や支え合い活動、高齢者のつどいの場等との連携体制の強化を図る。地域コミュニティ内の情報媒体を活用して、相談窓口としての周知を徹底する。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の各種専門職のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケア専門職交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。連携に関する課題等を把握した上で、医療及び関係機関との連携体制の構築を支援する。居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援する。

(3) 権利擁護

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発活動をさらに強化する。権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署、三鷹市生活・就労支援窓口等とのさらなる連携強化を図る。

(4) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業について、地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持てるよう、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。介護予防のために、地域の関係者や団体等との連携を強化し、配慮や見守りの必要な高齢者の情報を適正に把握・共有し、必要な対応を行う。

(5) 介護予防支援

要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用への流れが、円滑に進められるよう体制を整備する。介護予防支援業務に係る居宅介護支援事業所への委託を推進し、包括的支援業務に取り組む時間を確保する。

(6) 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケア会議（1層）を開催し、個別ケースの事例検討を積み重ねる。日常生活圏域・担当地区全域（2層）の地域包括ケア会議を地域支援連絡会と一体的開催し、地域課題を整理・抽出する。市全域を対象とする市全域を対象とする「地域包括ケア会議」（3層）の開催とその準備に必要な地域課題の整理について、取りまとめの会に継続参加する。（3層）の開催とその準備に必要な地域

課題の整理について、取りまとめの会に継続参加する。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅療養推進協議会」及び「検討部会」に協力する。連携窓口「みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(8) 生活支援サービスの体制整備

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、担当地区の社会資源の把握と開発、資源や担い手のネットワークの構築、ニーズを持つ高齢者と社会資源とのマッチングに取り組む。地域の自主的な活動の安定した継続を目指して、側面的に支援する。

(9) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動を開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、みたかキッズサポーター養成講座や修了者向けフォローアップ講座・活動の場についても継続すると同時に、認知症ケアパスの普及を図る。

「認知症アウトリーチチーム派遣事業」を有効活用し、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター（杏林大学医学部附属病院）との連携を図る。認知症初期集中支援推進事業を活用し、在宅の認知症状を有する高齢者の早期発見から、必要な医療・介護サービス利用による在宅生活体制の構築が、円滑に進められるよう努める。

(10) 法人独自の地域への働きかけ

「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続しつつ、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努め、今後の連携体制（介護予防・認知症ケア・虐待予防・防災対策など）の強化を図る。

東部では、生活支援体制整備事業を進めるに当たり、担当地域の資源調査を継続し、把握・整理できた内容を冊子「じもしる」として発行することで、地域資源の担い手同士をつなぐと同時に、地域住民への周知を図る。自主グループ等の活動場所として、法人の空いている部屋の活用・提供を継続する。「東京弘済園まつり」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。

西部では、広報誌「いのじん」の取材、発行により、住民や住民組織とつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングへの取り組みを行う。「地域サービスデー」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。いのじん保健室・いのじんセミナーを通じて、圏域内の相談・連携体制の拡充を図る。

4. 保育事業部門の重点的取り組み事項

【弘済保育所（おひさま保育園）】

利用定員 60名

（1）高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

（2）地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

（3）保育指針改定の対応

保育所保育指針の改定は平成30年度から施行され一年が経過しましたが、今後も継続して課題等について取り組み、指針に沿った保育の質の向上に努める。

（4）第三者評価

平成30年度に受審した「福祉サービス第三者評価」（3年毎に1回）の結果を踏まえて自分たちの不足している点や、改善すべき点を確認しながら保育の質の向上に努める。

5. 食事サービス及び総務関係部門の重点的取り組み事項

【食事サービス課】

(1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランを作成するにあたり、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談し利用者の身体状況に応じた栄養補給を検討する。

(2) ソフト食の提供

嚥下機能の低下している利用者に更なる安全な食事提供をするために、各職種と連携をとりソフト食の導入となった。コスト面を考慮しながら必要な食材・調理機器・器具を使用しサービスの向上を図る。

(3) 事務作業用の栄養ソフト見直しによる栄養業務の効率化

栄養業務ソフトの改善により、栄養業務の効率化を図る。

(4) 良質なサービスの提供

他職種と連携を取りながら、お楽しみ食や行事食の充実により、楽しめる食事の検討・実施をしていく。

【総務課】

(1) 事務の効率化及び設備管理体制の整備

業務分担を見直し、効率的な事務作業及び施設管理体制の整備を進める。

また、勤怠管理システムの本稼働による労働時間の管理体制の強化を図る。

(2) 関係法改正への対応

平成 31 年 10 月の消費税 10%引き上げの影響、法人課税問題等に関係する法改正の情報等について情報把握と対応に取り組む。また、働き方改革関連法案の施行に向け対応を検討する。

(3) 財務規律の強化

監査法人による助言指導に基づき、新会計基準に沿った財務運営を推進する。

(4) 研修の充実

法人職員の知識の向上のため、研修を計画的に実施していく。

(5) 広報の強化

法人広報誌、リニューアルしたホームページ及びSNSの発信内容を充実させることによって、法人のイメージアップや人材確保への活用を更に推進するとともに、地域社会からの理解と信頼を得るために、事業活動や地域貢献活動の「見える化」を図り、経営の透明性を強化する。